

和歌山県監査公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、和歌山県監査委員監査基準（令和2年和歌山県監査公表第10号）に準拠して実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月8日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 秋 月 史 成
和歌山県監査委員 川 畑 哲 哉

1 監査の対象

3の監査対象機関の財務に関する事務の執行

2 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は、議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入及び支出に関する事務は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (3) 財産の取得、管理及び処分は、関係法令に適合して適正に行われているか。
- (4) 事業運営は、常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営されているか。

3 監査の実施内容

監査対象機関	監査実施年月日
那賀振興局	令和2年9月30日
紀北県税事務所	〃
和歌山県立仙溪学園	〃
和歌山県立高等看護学院	〃
和歌山県立粉河高等学校	〃
和歌山県立貴志川高等学校	〃
和歌山県立那賀高等学校	〃
和歌山県岩出警察署	〃

4 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務（以下「監査対象事務」という。）の執行は、重要な点においておおむね適正と認めた。

ただし、下記の機関の監査対象事務の執行については、妥当性を欠くと認められる事項を注意した。

なお、その他改善を要すると認められる軽微な事項については、その都度指導を行った。

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 那賀振興局地域振興部

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

イ 那賀振興局農林水産振興部

旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

ウ 那賀振興局建設部

(ア) 道路占用に係る使用料徴収において、納期限後20日以内に督促状を発していない事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 建設工事請負変更契約において、変更前の契約金額の30%を超えて増額変更されていたが、現に施工中の工事と分離して施工することの著しく困難な理由が記載されていない事例があったので、適正に処理されたい。

(エ) 廃川敷地については、令和元年度末で1件が未処理となっている。

今後、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。

エ 紀北県税事務所

(ア) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たしていないにもかかわらず早朝出発の旅行命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 燃料費に係る物品調達台帳において、決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。

(ウ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 車両管理者の確認がなされていなかった。

b 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。

(エ) 不動産取得税の承継取得分について、課税に関する調査を終えていない件数が289件あった。今後、早急に各事案の状況を把握し、課税の可否

の決定等をされたい。

オ 和歌山県立仙溪学園

(ア) 消耗品の納品において、当日不在の職員が納品検査を行っている事例があったので、適正に処理されたい。

(イ) 自動車等使用台帳において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。

a 車両管理者の確認がなされていなかった。

b 総走行距離の欄に記載がなされていなかった。

カ 和歌山県立高等看護学院

(ア) 平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

(イ) 証明手数料において、定額小為替の取扱いを誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立粉河高等学校

行政財産使用許可において、使用料の算定額を誤っている事例があったので、適正に処理されたい。

ク 和歌山県立貴志川高等学校

平成30年8月22日付け総集第08220001号総務事務集中課長通知による「備品の現在高と現物との照合」を行った結果、現物確認できない備品があったので、適正に処理されたい。

ケ 和歌山県岩出警察署

損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は、事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。